

柴田町総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定による柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定に關し、各分野における専門的な意見及び幅広い視野からの意見を求めるとともに地方版総合戦略の推進を図るため、柴田町総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 柴田町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の策定に関すること。
- (3) 地方版総合戦略の検証に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験又は専門知識を有する者、産業団体関係者、教育機関関係者、金融機関関係者、労働団体関係者その他町長が必要と認める者を、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会議は公開を原則とする。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。